

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害や、局地的大雨等による河川の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制の充実強化を図るとともに、治水設備の整備・改修やハザードマップの作成、堆積土砂及び葦の除去など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業や、準用河川の改修事業等の着実な推進が行えるよう、財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険箇所の再調査等、早期の防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置の更なる拡充強化を図り、住民の安全確保のため、情報伝達システムの構築や避難警報装置及び防災設備の整備に対する財政措置を講じること。

3. 水資源の長期的かつ安定的な確保

- (1) 水利権については、水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を図ること。
- (2) 水源涵養地を脅かす外国資本による国内の土地買収を規制するための法令整備を行うこと。

4. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

5. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、安全が確保されるよう十分な治水対策を講じること。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

6. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。
7. 専任水防団員の業務は、水防法で限定されているが、それ以外の救助に関する業務及び地震、風害等の災害の予防、警戒、防御等に関する業務などを明確に位置付けること。
8. 東日本大震災関係
 - (1) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業については、補助対象や、採択要件を拡大するとともに、全額を国において負担し、更に事業費枠の廃止等の特例措置を講じること。
 - (2) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、面積・戸数等の採択要件を撤廃するなど補助対象を拡大するとともに、全額を国において負担する等の特例措置を講じること。
 - (3) 河川等の迅速な復旧、整備を図ること。